

## 平成24年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成 24 年 6 月 28 日 (木)

午後 2 時 00 分

中央図書館 2 階 講堂

館 長

本日は、お忙しいところお集まりまして頂きまして有難うございます。  
平成24年度の図書館協議会 臨時会の1回目ということで開催させていただきたい  
と思います。本日は10名の委員さんのうち、8名が出席ということで、規則に定める定数  
を満たしておりますので、この会議が成立しています事をご報告させていただきます。  
会議に先立ちまして、ご挨拶申し上げます。  
まずは、新しい委員さんに変更、お忙しいところお時間をいただきありがとうございます。  
これから、今年度またご苦勞おかけすることになるかと思いますが、よろしくお願い  
したいと思います。あまり時間もございませんので、有意義な会議にしたいと思います。  
挨拶はそういったところで終わらせていただきます。それでは、今後については会長が  
議長ということで進めていただくということでよろしくお願いします。

議 長

はい。今日はお疲れ様です。次第のほうが出ておりますので、それに沿って進めさせ  
ていただきたいと思います。あらかじめ15時45分位を目処にこの会議を考えている  
ということでよろしくお願いします。それでは議事の1つ目ですが、中央図書  
館への指定管理者制度導入についてということで、その経過説明、それから図書館協  
議会としてのこれまでの取り組みについて、委員が大幅に変わったということで、私も資  
料を色々読んでまいりましたけれども、同じ話を2回、3回としても、時間の無駄かと思  
いますので、出来るだけ今日のうちに、今までの部分の共通認識にきちんとたって、き  
ちんと先に向けてスタートできればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思  
います。それでは、初めに館長の方からよろしくお願いします。

館 長

それでは、少し確認ということですので、次第の裏にも記載をしております。私の方か  
らの報告よりも皆さまの方からの報告、副会長を始め今までの議論の中身をお話し  
いただくの方が重要かなと思っておりますので、踏まえて進めさせていただきます。こ  
こに記載をさせていただいておりますように、図書館協議会として中央図書館への指定  
管理者制度導入に向けた説明等を昨年7月5日の定例会以降させていただいており  
ます。大変高い思慮の中で、皆さんにご議論をいただいているような経過がございま  
す。それから社会教育委員会議におきましても、9月及び3月に、少しばかりお話をさ  
せていただいております。それから、市議会につきましては、平成22年9月以降、昨日  
も民報の一面に出たように、一昨日の第6回定例会の一般質問でも質疑が出ておりま  
す。合わせて、部内の取り組みといたしまして、検討委員会というものここに記載され  
ており、細かに行われてきております。こうした中で様々な課題整理、問題整理、取  
り組み方を確認しながら進めているという状況でございます。次のページには、それぞ  
れの機関等の主な意見ということで、既に皆さま、議事録の中に目を通していただい

ているというふうに思っておりますので、本当に主なものということで記載をさせていただいております。そう言ったことで今までの部分、今日の会議を含めて議長からお話があったように、情報の共有というようなことで、今日の会議を進めていただければというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長 はい。すでに前から委員の方には経過は十分お分かりかと思えます。また、私を含め新しい委員には、あらかじめ前回資料を渡されてそれぞれ学習をされてきたのかなと思えますので、そのあたりでよろしく願いしたいと思えます。続きまして、副会長から、協議会の方の取り組みということでお願いいたします。

委員 はい。それでは、資料の中の図書館協議会ワーキンググループ報告というところを開いていただけますか……。前にお渡しされた資料の中にあります。その順番に沿って、まず、林委員の方から理想の図書館像の紙の話から、まとめてお願いいたします。

委員 全体の時間のウェイトをどれくらいに置けば良いのでしょうか。この説明に……。

議長 ええとですね。逆に何分くらいかかりますでしょうか。15時45分までの予定なんですけども、今日は、ここで共通認識にたつということが、まず第一かなと思えますので、ということで気兼ねなくお願いいたします。

委員 以前やったときには、1時間以上掛かりました。結局4人でやったときには……。でも今回は、2度目の方もいらっしゃるからそんなに掛けられないですよ。じゃあとりあえず、私の方は、頭の10分と終わりの10分位の20分くらいをいただきたいと思えます。じゃあ、頭の方ですが、1ページ、これは前会長がお作りになったものなんです、内容については委員4人で共通理解を得ている物ですから、誰が説明しても同じになると思えます。それで、今、現状の図書館以前に、果たしてこれからの苦小牧の中央図書館がどうあるのかということの大前提として、それは指定管理者を導入する是非とはまったく別の次元で、まず考える必要があるだろうと。この苦小牧市人口16万人を超える都市での、図書館の役割を改めて考えてみようということで、理想の図書館像という形でタイトルが入っております。そして、結論から申しますと苦小牧市中央図書館というのは、苦小牧の教育・学習・文化の拠点であるべきだということになっております。これは、教育は学校があるじゃないかとか、学習は塾があるとか、文化は文化会館とか色々ところがあるじゃないかとか、色々なご意見はあると思えます。しかし、その中心になるべきところは、図書館だろうと。なぜかといえば学校に関しては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学。しかしそれらは、いずれもそこに所属している児童、生徒、学生。そういった者の活動の場であって、一般市民というのはそこを気軽に利用できる訳ではありません。また、卒業したら、やはり気軽に卒業生として利用することもできない訳です。そうすると、ほとんどの一般市民は活動というか、学習の活動の拠点をどこに求めたら良いのか。そこで必要なのが図書館であるということになる訳です。さて、その図書館ですが位置としてですね。情報の拠点としての図書館。これはですね、まだまだ一般市民

の方の中には、図書館というのは必要な本を探して借り出すところだという認識が多いのではないか。しかし、本来図書館というのは、本の貸し借りをする場所。それは当然ではありますが、それだけではないのです。一部の方は十分その恩恵を授かっているかもしれませんが、例えばインターネット。大学でも、学生に宿題を出すと必ず活用するのがグーグル等の検索で出てきた物をコピーして貼り付けて提出する者が何人かは必ずできます。でも、それくらい便利なものです。以前、簡単に何か解かろうとしても自分の家に百科事典一つなければ何も分からなかった。しかし今は、パソコンやデスクトップ、ノートパソコンだけではなく、携帯電話でもグーグル等を活用できる時代になりました。それに代表されるようにCD、DVDその他を含めて数限りない色々な情報が提供されてきております。そういった本以外の情報も、実は図書館としては提供している訳です。実際にコンピューターを時間を区切って利用させている訳です。それからもう一つ。本以外の資料で、かつ苦小牧の独自の資料を図書館は持っております。それは郷土資料、それから郷土の情報のデータベースということであります。これは特に一般市民の方の目に触れることは少ないいんでしょうが、2階の参考室の奥に特別な書架でたくさん資料が入っております。書籍はもちろん、書籍以前のいろんなサークルの雑誌のようなものもたくさんあります。そして、データベース。これは、残念ながら、現在の苦小牧の図書館には非常に貧弱なものしかありません。しかしそういったものを市民がいつでも使えるような状態にしておくのが、いい図書館だろうと思います。そういったものが自由に集積されて使える場所、それが情報の拠点としての図書館だということです。続いて2の方にいきます。読書活動の拠点としての図書館。これは当たり前のこととお思かもしれませんが、実は、そうではないんです。というのは、従来は図書館に来て本を借りて、図書館に返す。そう言った発想が基本だったと思います。しかし、市民全体の図書館ということを考えた場合には、もう既にこの図書館でも学校との連携を始めたというのは、館長から前回もお話があったとおりです。しかしそれは、小学校、中学校に留まっております。例えばそれ以降の者に対しては、どうすればいいのか。ということも含めた場合、もう少し広げてもいいのではないかと。誰でもいつでも苦小牧中央図書館に行かなくても借りられるような体制の検討。これは重要だろう。もちろんその為に、先ほどもお話がありましたようにブックモバイル、それは他府県その他のものを見ますと、例えば、2、3に移りますと特に3の高齢者の読書活動支援。高齢者は中々動くことが大変になりますと、老人ホームにバスが出掛けて読書支援をすることは出来ないだろうか。それから特別な施設に出掛けて行って読書支援をすることは出来ないだろうか。そういった形で、トータルな全市民に対しての読書活動が普及できる拠点としての図書館というのが、これから考えなくてはいけないだろう。特に、苦小牧のように東西に長くて、中央図書館は真ん中にあるけれども、西の方はまだましです。コミセンがありますから……。東の方になると、これは非常に本を利用するのが貧弱な状態だろうと、そう言ったことを含めて、市民に読書活動の支援が出来る図書館であるべきだということです。そして3つ目、市民生活の拠点としての図書館。大体本を借りて読むだけという発想の中では、これは生まれてこないんですが、もう既に先進的な図書館では色々な試みをしています。これから先、別の委員の方から具体的なものが出てきますので、私の方からは申し上げることは、概略だけです。1. 暮らしに役立ち市民の居場所となる図

書館。図書館が暮らしに役立つというと、ピンと来るのはひょっとしたら、編み物の本はないだろうか、旅行の本はないだろうか、献立の本はないだろうかとか…。そういう発想しかないように思われますが、実はそうじゃありません。後でも出てまいります、市民の病気に対する支援も実は、一部の図書館ではやっております。お医者さんじゃないのに何が出来るのかっていうとそれはちゃんとしたやり方がある訳です。それから、人によっては居場所となるというか、自宅よりは図書館の方がいごごちがよくて、そこで勉強する方は、色々いらっしゃいます。そう言ったところにも、場所の提供だけじゃなくて、色々な情報も出して市民生活の一部になれるような図書館であるべきだということです。そして2つ目、市民が街づくりに生かせる図書館。これの事例についても、佐賀の伊万里の方でしたっけね、その例その他もあります、後、鳥取の例、具体的に市民の活動支援、それは起業支援という新しい事業を興す支援も出来る訳です。そんなのは図書館のやるべきではないとお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、そうじゃない。市民が動こうとする場合の、その動きのバックアップとしての支援というのは、何もお金の問題だけじゃない。知識の法律。そう言ったものも含めて、色々な形での支援が図書館から実は可能であるということです。3つ目、市民の個人や団体と連携する図書館。図書館は個人はもちろんですが、色々な団体と一緒に色々な事業が出来ます。また、団体の情報的なバックアップも出来る図書館。これも、先進的な図書館では色々な試みをやっております。それも後で具体的にでてまいります。そういう形で、本の貸し借りの場所ではなく、生活の一部となって読書支援をし、生活をバックアップする情報を提供するのが、理想の図書館であろうと思われま。さて、それに対しての課題が幾つかございます。具体的には、そこに挙げてありますように市民の足をどのように図書館に向わせるか。図書館に行けば楽しいことがあるんだという宣伝も必要でしょう。それから、2つ目、図書館は本を貸すだけの場所ではないということ、市民にどのように広げるか。これは、従来型の図書館の宣伝では駄目だと思いますが、まだ、私どもでは具体的な案は出しておりません。それから3つ目、市民にレファレンスをどのように普及、活用させるか。前回も私が申し上げたように、図書館の要覧、その他のレファレンスに対する記述がはなはだ貧弱であると。こういったことをもっと大々的に、宣伝していかなければいけないと思う。さて、次にいつ誰が来ても安心して質問できる図書館にするにはどうするか。これについても、私はかねてから懸念しておりますように、2階に参考デスクがないということです。ですから、1階で、何を聞いてもいい場所というのを早く確立する必要があるだろう。5つ目、高い専門性が求められる職員の養成、維持をどのように図るか。これが、この図書館には非常に欠けていることの1つでして、私もかねてより申し上げてきたことです。図書館の研修だけではなく、私自身も申し上げましたが、図書館の職員採用の時点から専門職として採用していないんだという館長のお答えが以前ありましたけども、そういう発想から早く脱却しなければいけない。図書館は専門職を雇って、その専門職を養成して、専門の図書館員にすべき場所だという認識を、まず持っていただきたい。6つ目、なかなか図書館に行くことの出来ない人にどのように活用してもらおうか。これについては、幾つか先ほどちょっと触れてあります。それから最後、選書の理念や基準をどのように継承していくか。これについては、具体的な部分は私の中には一部あるんですが、それはそれとして、こういう形でまだまだ現状で問題の多

い図書館について、こうあるべきだというとりあえず理想像について、ここで触れてあります。以上です。

議 長            はい。それでは続けて委員よろしいですか。お願いします。

委 員            それでは、資料の2ページ目をご覧ください。最初に少し重なると思いますけれども、指定管理とか直営とか、どちらかということではなくて、この苫小牧の街にとって、どんな図書館が理想の図書館かということテーマにして話し合いを続け、昨年12月26日にワーキンググループの第1回目をスタートしたことを皮切りに、3月8日まで4回に渡って駒澤大学の方にお邪魔いたしまして、夜の時間を使いまして、ワーキンググループの検討をしてみました。その中で全国的に見て、理想の図書館ってどういうものがあるのかということの参考として、これから全部ビデオを見ていただくと、とても時間が足りないので、代表的なところだけみなさんにご覧いただいた方がいいと思いますので、よろしくをお願いします。

委 員            スタンバイする前の段階で、少しだけ説明させていただきます。全国的に見て図書館というのは、多くの生涯学習施設の中でもダントツの利用者が高い施設と言われています。その中で、図書館はどのような役割を果たしているかということで、話し合いをしたり調べたりしました。公共図書館は、どこの図書館も予算の削減を強いられており、贅沢な資料費というのはどこの街でも難しい状況にあります。苫小牧も例外ではありません。これからの図書館というのは、限られた予算や資料への付加価値をどういうふうにつけて、どれだけ図書館にこれない人も含めて、広範な利用者への情報発信をして、多くの利用へと転換できるかというのが課題になっていると思います。時代の流れとすると、図書館というのは今より、さらに・・・。

#### < ビデオ上映 >

委 員            今、ご覧頂くとみなさんワクワクしませんでしたか。ああ、こんなふうを考えてやっている図書館があるんだなあというのを映像で見ていただくと、すごく分かりやすいと思います。今見ていただいて分かるように共通して言えるのは、行政プランの中にどういう図書館にしたいかという考えがきちんと盛り込まれて、その盛り込まれた内容にしたがって、図書館を運営していくと、このようにですね、きちんと街づくりになったり、ビジネス支援サービスに届いたりという、やり方で多くの市民の方を受入れた図書館になっているという例を見ていただきました。少し口頭で加えさせていただきますけれども、鳥取県立図書館。ここは、地域振興情報の拠点として、特にビジネス支援サービスについて、行っております。地域の地場産業の発展に一役ということで、起業を目指す利用者へ正しい情報、資料を提供するビジネス支援調査コーナーがあったり、商工会議所との連携で起業セミナーを図書館内で実施しております。具体的にはですね。例えば苫小牧の例を言うと、中心市街地が今、空洞化していますけれども、空き店舗で若い方がパン屋さんを開きたいと。もしそういう方がおられれば、例えば、商工会議所と提携してです

ね、中央図書館の2階の講堂で、その起業セミナーを行う。パン屋さんをやりたい、カレー屋さんを開きたいとか手を挙げた人に、ここに集まってもらって、商工会議所のセミナーを行いながら、事前に司書さんが起業に必要な情報なり本なりを集めておいて、この場に司書さんもいて、話し合いの中で必要な本なり情報を提供して、その方がパン屋さんを開けるようにする。例えば、財務管理だとか、パンの製造の作り方だとか、あらゆる方向からの資料を集めて、その方に有効なものを作る。終わった後は、その本を貸して、貸し借りがあって帰るといふふうにしますと、図書館が図書館だけではなく、街づくりなり企業との連携で、中心市街地の活性化にもつながるし、新しいビジネス支援にピッタリくっついた形で図書館が生かされる。そういうような実例が、鳥取県立図書館で行われているというのが、映像に出てまいりました。そんな例で2ページにありますように、それぞれの街の特色を生かした図書館作りというのが、様々行われております。さっきの伊万里では、有田焼で作った万華鏡というのを、全く知識のない方が作りたいというところから、優秀な司書さんが、支援をして実際に作り上げるというところまで図書館が支援しております。後、沖縄県立図書館等では、逆に郷土資料にとっても重点を置いて、全資料57万点のうち、約4割弱が郷土資料という沖縄らしい特色ですね。歴史、文化、沖縄の独自性、戦前の貴重な資料もきちんと収集しているというのが、沖縄県立図書館の例として出てまいります。このように全国で、色々な図書館があるんだなど。どこも同じということではなくて、それぞれ本当にやり方が違えば、図書館というものが、街づくりなり、地域の活性化なり、市民の憩いの場所であったりということが、十分可能な大切な施設なんだなあということが、分かってまいりました。4ページにまいりますけれども、じゃあ苫小牧は、どんな図書館を目指せば良いのかなということ、1つの例としましては、子ども読書、学校支援の中核施設として位置づけは、苫小牧にとってもいいのではないかというふうに考えました。というのは、苫小牧は、読み聞かせとか読書活動が、大変盛んな街と言われてます。つまり、読書活動の推進が、草の根で行われている街と言うのが、もし苫小牧の街の魅力とするならば、それを更に、図書館が中核施設となって、より進めることによって、学校図書館との連携、読書活動を街づくりの柱に出来るくらいの文化の拠点として、位置づけていくということも、現在ある魅力を更にプラスするという特徴が、苫小牧の街にはあるのではないかというふうに思っております。また、社会教育としての位置づけ、生涯学習のための中核施設。先ほどもお話がありましたけれども、年配の方、ご高齢の方も含めて、赤ちゃんからお年寄りまで全市民に渡って、社会教育の生涯学習の施設として、色々利用できるように持っていくのが苫小牧の街の理想ではないのかなあというふうに考えました。主に、言いたかったのは図書館というのは、一環した方針の元、安定した運営が長期に渡って継続される施設であって欲しい。専門の資格がある優秀な人材を継続的に求める人事構成、後継者育成に一層の努力が必要。また、図書館には専門職の司書だけではなく、予算管理、人事管理や施設管理等の業務を担当する図書館行政に精通している市の職員も必要ではないかというふうにまとめさせていただきました。中間飛ばしますけれども、6ページ目にいきたいと思います。あらためて図書館の指定管理導入について、全国的にはどういう傾向があるのかなあというのをデータとして調べた結果が掲載されております。2010年ですから、ちょっと古いんですけども、全国の図書館数は全国

で3, 168、北海道は143。その内、指定管理制度の導入を図られているのは、全国で134自治体273館、北海道ではという数字はちょっと古いんですけども、6自治体7館となっています。これは、公共施設がどんどん民間委託されて、よく言われるお役所仕事ではなくて、民間委託することによって、経費も削減されいいなあという全国的な傾向の中で、ゆういつ図書館だけは進んでいない、急速に進んでいない。待ったがかかっております。それはどうしてかなあということで、6ページの3のところを取り上げたいと思いますが、静岡市の場合、指定管理者を検討したが、導入を断念した図書館の主な理由について述べられています。静岡市の例ですけども、他の図書館、教育機関とのネットワークが組めなくなる。短期間で管理者が変わると、継続した責任ある仕事が期待できない。指定管理者の契約期間は概ね3年から5年である。個人情報やプライバシーへの配慮が必要。図書館の原則は無料。利潤の対象となる可能性がある。市民のチェック機能、声を聞く体制がなくなる。公平で公正なサービスが困難になる。こういう理由が、主に断念した図書館の理由として挙げられています。また、4番に書いてあるとおり、指定管理者に1回なったけれども直営に戻した図書館というのが、全国的にかなり例が出ております。しかも、例えば島根県の例ですと、2006年に導入したのに2008年には直営に戻しています。ほとんどが、2年から3年の間に直営に戻しています。1回指定管理になったものを、直営に戻すなんていうのは普通は、考えられないことだと思うんですけども、それぐらいここには問題があるぞというのが、じゃあなぜそんなふうになったのかなあということで、色々調べ始めました。そして、7ページ目をご覧くださいと思いますが、ここにも図書館協会が出した意見書の内容だとか、大阪の例だとか、それから管理運営に関わる公式見解ということが書かれています。国の見解の中でも総務大臣が、2011年1月5日の年頭の記者会見で、公立図書館は指定管理者にはなじまない。きちんと行政がちゃんと直営でスタッフを配慮して運営すべきである。日本図書館協会2010年2月の北海道教育委員会に対する意見書では、公共図書館への指定管理者制度の適用は適切ではない。文部科学大臣2008年では、参議院文化科学委員会の中の答弁で、長期視野にたった運営をすべき図書館においては、指定管理者制度はなじまない。このように国や図書館協会といった大きな団体の中でも、指定管理にはなじまないという見解が出ております。これだけ先ほど例を申し上げたとおり、指定管理をするのが進んでいなかったり、直営に戻したりという例があるのも、国とか大きな団体が答弁を述べているような、公式見解になっているような経過というか、流れがあるというふうに調べた結果を申し上げます。だいたい割愛しましたがけれども以上でございます。

議長 続きございますか。よろしく申し上げます。

委員 それでは、後10分私の方でいただいて、苫小牧図書館の現状とこれからということで、報告をしたいと思います。基本的に図書館というのは、文部科学省の生涯学習審議会、公立図書館の設置及び運営に関する基準についてという報告の中でもあるように、生涯学習の振興を図る上で、住民の身近にあって人々の学習を支援するきわめて重要な社会教育施設であります。その設置者、つまり行政ですね、市は図書館サービス

の水準の維持、向上を図るように努めなければならない。しかし、苫小牧の図書館は今、重大な岐路に差し掛かっております。これまでの図書館が、市民に対して行ってきたサービスに対して、十分な検討も経ないままに指定管理者制度の導入が提言されております。先の報告は、教育委員会及び図書館は職員に対して、資質の能力向上を図るため継続的かつ計画的な研修事業の実施、及びその内容の充実に努めるとしてはいますが、この管理者の導入によって、どこまで実効を持ってこれ以上のサービスが維持されるのかということが問題になると思います。これに関しては、昨日の民報なんかでも導入を前提にしているのではないというお話でしたが、導入が前提であることは明確になっていると思います。そして、民報の記事がどこまで正確なものかの確認は出来ておりませんが、いずれ協議会にも説明をするということですが、果たして9月までにどんな説明が出てくるのかわかりません。ですから私は、以前に書いたこの見解で変更はないと思っております。ところで21世紀の図書館というのは、もうすでに21世紀ですが、それ以前とは大きくイメージが異なってきております。先ほども少し申し上げましたが、現在の図書館は単なる本を貸し出す場所ではありません。紙媒体はもちろんあります。書籍、雑誌、新聞、パンフレット、ポスター等色々な資料があります。しかし、レコードの発明以降、音声も記録され磁気媒体、カセットテープ、ビデオ、フロッピーディスクや光学媒体、LD、CD、DVDでは、映像も音声も文字も同時に一つの媒体で記録できるデジタルデータのマルチメディア時代が来ております。資料の範囲は更に広がり、インターネットを通じて世界の博物館や図書館の貴重な資料が、電子データとして閲覧できるのであります。具体的に言えば、東京国立博物館が世界のネットワーク、グーグルと関連して、東京国立博物館所蔵の高雄観楓図屏風(たかおかんふうずびょうぶ)が素晴らしい精度で閲覧できるように5月からなっております。ここらあたりも、そういう情報を実は図書館が共有した上で、市民に教えていかなければならない。今こんな素晴らしい物がインターネットで見られるよ。具体的には図書館に来て見てください。こういう形の作業が必要になる訳です。資料範囲は更に広がりインターネットを通じて、どんどん広がっていく訳です。ですから、こうした図書館のあり方に対して大学は、図書館から情報センターへと名称を変更しているのもあります。こうした社会の状況の変化に対して、文部科学省は、生涯学習審議会で図書館の情報化の必要とその推進方策についてを出して、来るべき高度情報化に対する方針を示し、図書館は電子化された情報に対する住民のニーズに対して適切に対応することが求められ、図書館サービスとして図書館は地域の情報拠点として、電子化された情報を含めた広い情報を提供すると共に、人々の情報活用能力の育成を支援する体制をも整備するとあります。しかし、この図書館の先ほどのDVDの動きの悪さを見るだけでも、いかにそう言った部分が遅れているかは、お分かりになると思います。今のパソコンだったら、もっと細かにファイルが動いて取り出せます。そう言ったものの専門の人間の育成及び情報の蓄積をしてこなかったと私は思っております。そうした図書館に対して、情報コミュニケーション技術を活用した生涯学習施策の基本方針というのが出ておまして、地域への情報提供だけでなく、地域からの情報発信の機能も加えた教育施設として、新しく図書館は位置づけられている。先ほども見てきましたように、情報を発信する地元の人間と一緒にあって、地域のことをまとめて冊子にして、又は、電子情報として発信していくというのが、これからの図

書館のあり方です。そうしたためには、専門職員の育成というのが本来あるべきであった訳です。学校教育の中では、調べ学習等でこれまでとは異なる学校図書館の活用が盛んである。しかし、予算の限られた学校図書館では、蔵書も不足しがちである。その足りない部分を補うと共に、専門的で高度な情報を提供していくことも、市立図書館の重要な役割であります。しかし、学校教育の終了が学習の終了ではありません。人間が一生生活を続けていく限り、より良い生活を目指して、常に学習を続けていかなければなりません。それが生涯学習と呼ばれる本質的教育のあり方であります。図書館は、その生涯学習のための教育施設として位置づけられる訳です。そういった中で、それは単なる読書や本の貸出しを行う場所ではなく、必要とする市民に図書やその他の情報を提供し、市民の学習の手助けをする専門的職員のいる機関なのであります。こんにち市民が必要とする情報の範囲は多岐に渡り、それに対応するには専門的職員の多弁に渡る知識と、経験と技術の蓄積があって初めて可能となります。図書館における司書とは、そのような重要な職種なんです。しかし、それと共に電子図書の登場は、これからの図書館のあり方を大きく変えて行きます。電子図書が増えれば増えるほど、その図書貸出しと開架の複雑さも減り、その業務の中心は、図書館を通して得られる情報を利用した相談や、調査等の専門性を有するものに必然的に移って行きます。しかし、市民に奉仕する専門的職員である有能な司書を養成することに対して、苫小牧市行政当局は専門性を考慮せずに、一般事務職と同様に人事異動を行ってきた経緯があります。これは、ついこないだ退職された司書の資格がある人でも、十数年以上事務職として市役所の中を回ってきて、戻ってきて2年で司書の職を辞めて退職されました。こういうのが現在の行政のあり方です。ですから、結局これはせっかくの有資格者を活用出来ないだけでなく、その専門性の蓄積を阻害し、引いてはその士気も下げるといふ図書館における3重のマイナス要因になっています。図書館の将来を熟慮すれば、その専門性の重視と活用、そして、有能な司書の育成とが現在の図書館において急務であると思われます。もう1つ、読書と高齢化社会。読書というのは、脳のウォーミングアップ効果がある。それから、痴呆を伴う高齢者が読書と計算による脳機能改善によって、意思表示が出来るようになり、精神的にも自立できるという事例が報告されております。そう言ったことから高齢者社会になればなるほど、読書というのは必要になると思われます。そう言ったことに図書館は支援をしてゆくべきだろうと思います。最後に、行政と図書館に関してですが、これからの社会は高度情報化社会であり、その20年、30年先を見通せば図書館の機能は大幅に変化していく。紙媒体の資料から電子化資料に利用の中心が移り、図書館の貸し出しも様変わりし、図書館サービスも益々高度な電子情報の案内と、提供へと移行していくと思われまふ。専門的職員の職務は、情報案内を中心とした調査や、相談等のレファレンス業務に重きが置かれていきます。既に多くの図書館が、情報を中心とした支援活動をサービスの1つとして行っております。ですから、行政によるそうした図書館の未来を見据えた、図書館活動と専門的職員の養成こそが、これからの苫小牧と苫小牧市民にとっての大切なことだと思ひます。それに対して、指定管理者制度という権限を限って管理者を選考し直す制度では、何十年にも渡る一貫した方針による計画的人材の育成は、無理であり行政が責任を持って教育に関わっていくこととも乖離するものと思われまふ。いちようそういう形で今のところは、考

えております。

議 長        はい。ありがとうございました。今ですね、図書館協議会の取り組みということで、副会長、委員の方からこれまでの取り組み、主に理想の図書館像という部分でまとめられた部分について説明をしていただきましたけれども、昨年から委員でいらっしゃる方で補足等ないかなと思うんですけど…。委員何かありませんか。

委 員        いえ。特にありません。

議 長        委員はいかがでしょうか。

委 員        特にないです。

議 長        委員はいかがですか。

委 員        はい。何度も私達の代表として4人の方が話し合った会議が、足踏み状態というのが現状なので、この先どういった打開策があるのかなというのが、これからの新しい方も入れての意見が重要になってくるのかなと思います。

議 長        ありがとうございます。それでは、事前に前回の会議で資料をいただきまして、それぞれお読みいただいたり、今の説明を受けて、新しく委員になられた方、感想なりがあればお聞かせ願いたいと思うんですけども…。委員いかがでしょうか。

委 員        はい。1つだけ確認をしておきたいことがあるんですけども、これはまるっきり決定はしていないと、その指定管理者制度については、この協議会で決定したことは反映されるのでしょうか。

議 長        そのあたりもですね、私も議長をやらざるを得なくなった以上、気にしている部分もありますので、後から、今後のことも見越して確認をさせていただきたいなと思います。後ございますか。

委 員        後は特にございません。

議 長        鈴木委員はいかがでしょうか。

委 員        はい。別に取り立ててはありません。今のお話を説明していただければと思います。

議 長        はい。それでは最後になりますが、依田委員は何かございませんか。

委 員        はい。非常に分かりやすく要点を捕らえた編集の仕方、説明の仕方をされてるなど

思いました。

議 長

委員は図書館関係には、随分お詳しいということなんですが、何かご意見などございませんか。よろしいですか。それでは、皆さんの感想等をいただいたということで先の方に進んで行きたいと思います。私も今話したように、議長を引き受けるということになりましたので、この資料を色々読ませていただきました。経過は分からずに読み始めましたので先入観もなく読ませていただいた訳なんですけれども、話し合いそのものの感想は、方向性とか、筋が見えていなかったのかなという中で、理想の図書館像、市民が必要とする図書館像を明らかにすることが大事なんじゃないかという事に話がだんだんと進んでいって、なるほどなあと。そして指定管理うんぬんというのは、その先の話なんじゃないのかというのが出てきて、結局その論議の先に、先ほど説明のありました、ワーキンググループ報告の理想の図書館像というのがまとめられてきたんだなあとということで読ませていただいたんですが、そう考えますと、ここまでせっかく議論をしてきて去年までの方々が大変な努力をして、まとめてきた中間報告といいましょうか、理想の図書館像。ここまでまとめてもらった中身というのは、これから先進める上でも、やはり土台にして進めていかなければいけないのかなあという感じが非常にしております。ましてや、委員が変わったからといっても秋までというタイムリミットがある中で、ここから新たな話をはじめているという場合ではありませんし、今まで委員だった方が2度も3度も同じ話で時間を食うということも避けなければいけないなあということで、進める上での方向性としては、今あった報告を土台にしていくというようなことを、確認した上で進みたいと私としては考えているんですけどもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そして、その上で私も疑問に思った部分があるんですけども、それは、色々読み進んでいるうちに、この理想の図書館像をせっかくまとめてあるんですけども、誰からの諮問に対して、誰に向ってこれをまとめようとしているのかなあ。私も今回委員になりまして、教育長から委嘱状を受け取りましたから、教育長に諮問をする機関なのかなあ。最初、早とちりをしましたが、図書館法の方を確認したら、第14条に図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べるということ前提にしている機関でありますので、館長の方に意見をまとめて出すということで、その先は館長が我々の出した答申をどういうふうに受け止めてくれて、それをどういうふうに行政として噛み砕いてくれて、その先に行くのか、その先とは議会等々の部分が最終的には出てくるんだと思いますが、そのあたりの館長への機関です。ああそうだなあと思って更に読んでいったときに、結局館長からどういう諮問があったのかなというのが、読み進んでいってもなかなか分からなかったんですが、ちょうど5月の記録の中に館長からの諮問が欲しいという意見が出てきております。図書館としては、どういうふうを考えているのかという部分ですが、今日のレジメを見ますと、この先の予定の方で諮問、答申というような説明があると思います。おそらく館長の方からなんらかの諮問を行うという予定があるんだと思いますが、それに対して答申をするにせよ、今このまとめられた理想の図書館像の発想に基づいた形で検討して意見をまとめて、出していくという方向になるのかなあと思っていたんですが、そのあたりいかがでしょうか。どのような諮問が出てくるのかまだ、見てませんのでなんとも言えない部分もありますが、大筋

ではそのような形なのかなあと考えておりましたが、いかがでしょうか。

委員      あの、今議長が整理されたように協議会の業務は、大きく2つあると思うんですね。1つは先ほど言われたように諮問されたことに対して、答申するという業務。それからもう1つは、奉仕的な業務に対して意見を述べる事が出来るという、つまり具申権なんですけども、14条には答申と具申と両方あると思うんですね。ですからそこは、はっきりと分けて、これから館長から諮問されるものについては、我々はきちんと答申する。それから、館長に対して私達の方から自主的に意見を述べる。つまり具申をするという。そういう2つにきちんと分けて。ですから、先ほどの理想的な図書館ということは、館長に意見を述べる。聞いてもらう。そういうことできちんと分けた方がいいんじゃないかなあと 생각합니다。

議長      私もですね、今までの記録を読んでいく中で具申、答申ですか、そのあたりがちょっと見えない形で、ある時はその場で館長から意見を貰ったりしながら進んできたのかなという感じがしておりました。ですから、その辺ははっきりということですので、今せつかく説明をしていただいた理想の図書館像。これについては、今までのまとめということで、よろしいですか。その上で、今後の予定のところでは諮問と、これからの会議の開催についての予定ということでレジメにありますので、その辺を伺いながら今後の方向、見通しを立てて今日の会議はそこまでかなあとというふうに思っておりますので、よろしいでしょうか。それでは、館長の方から次の部分をお願いします。

館長      はい。それでは今お話がありましたように、館長として会議の進めが悪いということであいまいな部分の中で過ぎてしまったという事も、申し訳ないと思います。ただ、この間何度も申し上げているとおり、時系列の問題は別として、この問題を重い物として受け止めながら、丁寧な課題の中で進めさせていただくという事をお話してきました。先ほどもお話がありましたけれども、制度導入に対する意見の反映ということは、まさに昨年7月、一番最初にお話したときから常々お話を伺っております。先ほども具申、答申という部分もありましたけれども、我々決定したということにはなりませんので、あくまでも、皆さんからいただいた意見を大事にしながらその場面、その場面、そのシーンで協議会の意見として、私が責任を持って報告をしていくという形で反映させていただきたいというふうに考えております。それで、今後の動きの話として、ある程度課題等々を整理し、問題解決に向けて内部的に整理しております。したがって、ある程度最終段階で各部局との調整に入っておりますので、7月初めに具体的なものを皆様にお示しし、説明をさせていただきます。その内容について、諮問させていただきたいというふうに考えております。その内容について、すぐにどうこうとはならないと思いますので、当初から申し上げているとおり、秋口までかけて色々議論していただいたり、質疑を繰り返しながら協議会としてのご意見をまとめていただいて、私どもに対して答申させていただきたいというような流れになっております。今まで具体的な事を、お示ししないまま、皆さんに大変ご迷惑を掛けてしまったという部分は、ご容赦いただきたいと思いますけども、そういったことの中で今後、進めて行きたいと思っております。7月の初めに諮問、そして秋口ま

でに答申をいただきたい。そして、委員の方からもありました具申という部分についても、それはそれとしてお受けしたいというように考えております。以上です。

議 長        はい。今、館長の方から説明がありましたけども、これにご質問等ございませんでしょうか。

委 員        具体的な事とおっしゃいましたが、どんな物が出てくるのですか。概要等分かる範囲でお教えいただけたらと思います。

館 長        私ども指定管理者制度導入に向けての考え方、基本方針、管理運営方針が前提として出したいと思っています。当然その中には、業務運営、施設運営、それに対して示すべき考え方、方針等を考えております。社会教育施設という前提があります。他の施設と違った要因の中で、丸投げということは考えておりませんので、行政の責任として役割、業務分担、そういったことも含めて示したいというふうに思っております。いわゆる最終権限なり役割の部分、これはこういう形でということをお示ししたいと思います。当然、事業運営に対しまして予算に対する考え方、基準管理費、指定管理費、それから行政側が持つ予算の位置づけだとか、金額的なものはお示しできないと思いますけども、その物の考え方をお示ししたいと思います。それは、現状運営に対してどうなのかというようなことも、お示ししていきたいというふうに思っております。後、細かな業務。蔵書業務、郷土資料だとか、システム運用だとか、そういったものを制度そのものの中で、どういう業務として位置づけていくのか。一般的に以前、資料としてお渡ししましたけれども、図書館の業務というのはこういう業務がありますとお話したことがあると思います。総括的業務、奉仕業務ともう1つあるんですけども、そういった業務を制度導入に向けてどういう業務の位置づけにするかという基本的な考え方も、含めてお示しをしたいと思います。当然先ほどからお話のありました職員の配置をどうするかだとか、満たすべき要求水準に対する考え方だとか、そういったものも含めて想定される物としてお示しをしたい。指定期間についても同様に考えております。ただ1点どうしてもまだ、解決できない問題が残されています。そこら辺については、こういうことでまだ結論が出ない、まだ時間が掛かるということで、ご理解をいただくような説明をしたいというふうに思っています。以上が大まかに考えている諮問の内容として、受け止めていただければと考えております。

議 長        はい。指定管理を前提とした中でかなり細かな部分で出てきて、こういう内容でどうだろうということですね。委員いかがですか。

委 員        すごく細かく出てくるんですね。そういうのをわずか1ヶ月で作らないといけないのですか。

館 長        私が今まで言ってきたように、細かく積み上げてきています。今の細かくという意味はちょっと理解できませんけども、細かな数字というものではありませんし、指定管理制度

の導入については、極端な話をしますと、部屋の面積だとか、そういった基本的な細かな資料を全て整えなければならない。そこまでには、まだまだ行きませんので、あくまでも諮問に対してはその考え方ということで進めます。

委員　それで、そもそも指定管理者を検討する必要があるのはどうしてなのでしょう。

館長　はい。当然、克服すべき問題というのがあると思います。皆様からお話があったように現在の図書館が一切検討されていない中でどうなんだ、先にそこからだろというお話は、前からされておりまして、今もお話にあったと思います。そういった中で、確かにご指摘のとおり部分もあろうかと思えます。現在置かれている立場、施設としての環境、街づくりの中における公的施設の位置づけだとか、そういった問題の中で克服すべき課題というのが、例えば、施設を運営する上では人、金、場所。そういったものが大前提になります。当然、資料等はいうまでもなく前提になります。そういった様々な環境をどう整理していくかといった時に、今、行政が置かれている中で財政会計の制度だとか、色々な規制の中で限られた財源を、効率よく運営できるのかというような問題もあるかと思えます。そういった部分も含めた中で、やはりどうしても、より効率的に進めなければいけないということになれば、考えざるを得ない。それから、色々な図書館の運営の仕方があると言っておられました。まさに、そのことに対しては、その街の特性なり、経済環境なり、運営の仕方によって特色があって然るべきだと思いますし、そういうようなことは当然、今後も考えていかなければいけないと思います。それは、行政と民間、あるいは受託事業者が顔の見える関係の中で、相互に考え、より良いものに出来るのであれば一番良いだろうというふうに思っております。そういったことで、制度導入というものを考えていきたいと思っております。

委員　よろしいですか。そうすると今、2点おっしゃいましたね。指定管理者についての導入の意味について、1点目が限られた財源の効率的運用。2点目は、指定管理者でなくても良いことですので関係ありません。つまり、指定管理者というのは予算削減が出来れば導入する。それでなければ導入の意味がないと思うんですが、そう捕らえていいですね。

館長　私は、予算の削減という言い方は今はしていません。限られた財源というのは、何から何を削減したことによって限られたのかということですよ。

委員　はい。

館長　あくまでも予算の措置についてもお話をしますけれども、削減が全てではない。あくまでも、効率的なものということで考えています。当然大前提の中にあるのは、民間の柔軟性、そういったことが必要になりますから、そういったことの中で運営をしていく。議長、もしお時間いただければお話してもいいですか。

議 長       あのですね。委員も大体どういうものが出てくるか予想をされているかと思うんですけども、まだ現実のものを見ておりませんから、それが出てきた段階で検討して、その意見としてそれは制度導入の前提からおかしいという返答になるものなのか、この中身であれば、こういうところで進めても良いという意見になのか、あるいは出てくる意見そのものが、今までのここでの論議を踏まえて出していただけているのか、そうでないのかによってもだいぶ違うのかなと思いますので、まずは心の準備が出来たところで、7月の頭あたりに現実の諮問ということで、これでどうですか、意見を下さいという中身が出てくるということですので、それを見た段階で、また知恵をちょっと働かせて、その時に先ほども言いましたけれども、理想の図書館像というせっかくまとめた物を材料にして照らし合わせながら、やっていかなければいけないのかなと思っておりますがいかがでしょうか。はい。どうぞ。

委 員       1つ質問なんですけども、さっき館長のお話の中で、街の特性が色々ある。それは今後とも考えていかなければならないことだとおっしゃいましたけれども、諮問していただく中に、今こそ街の特性を考えて図書館はどういうものにするための諮問なのかというのをその中に是非入れていただきたい。今後考えるのではなくて・・・。

議 長       願わくば、今までの議論をここに一緒にいらっしゃった館長に是非組み込んでいただいた物を考えて、出していただきたいというご意見ですね。

委 員       はい。それと答申したものを、その場面、その場面、そのシーンで使わせていただきたいとお話があったんですけど、具体的にどういうことなのかちょっと想像がしにくかったので、教えていただければ・・・。

館 長       これから色々な会議だとか教育委員会だとか、議会だとか出てくると思います。そして、行政内部で色々な手続きをしていきます。その時にこういう考え方でいれる。じゃあ協議会としての意見はどうだったのと聞かれる。この話は前からしていますけども、そういうときには、そのまま協議会の意見として、こういうふうにいただいていますということを伝えるということです。

議 長       そのあたりはちょっと確認をしておかなければいけないと思いますが、先ほどの具申、答申という部分に関わるとは思います。具体的な諮問がない状態で話し合いが、どんどん進んで、その都度その都度、館長からの意見、見解があったり、ですからそれだと、その都度の内容が館長への意見だったと反映されても良いのかなというような気がしますが、これが具体的に諮問という形で出てきたら、紆余曲折しながらも1つの答申をまとめていく訳ですから、その途中経過が利用されて、ここでの意見ですよという形で出てしまうとちょっと問題があるのかなと思います。

館 長       当然それは、おっしゃるとおりです。正式に秋口にまとめていただいた意見ですということ。途中経過の中でそれはいいです。

議長 今までの経過、やり取りについては是非反映をさせていただきたい。そして、具体的な諮問が出たらそれをまとめるまで、我々の責任として限られた期間ですけれども、意見をまとめていくということによろしいでしょうか。

委員 私も要望というか、お聞きいただきたいんですけども、諮問の中に市としてどういうところまで関わるつもりなのか、全く関わらないものなのか。指定管理者になればまったく関わらないことになるのが原則になると思うので、例えば、ここ20年くらいこの館を利用させてもらってるんですけども、選書、本を選ぶことには非常に力を入れているなあというふうに思うんです。良い本を集めているなあと思いますし、除籍でもたまに下に置かれている本を見ても、こういうものは除籍されるのも仕方がないなあというふうに納得もしているんですよ。そういう選書なり除籍なりを全く業者に任せてしまって良いのかということまで、諮問の中に入れていただきたい。更には、個人情報が出されるんですよ。指定管理者になった場合、いくら厳重に管理していたとしても……。もしも、問題が起きたときにどういう対応をするのか。市には弁護士が居るから大丈夫かもしれないけども、結局それは市民の税金を使うことになる訳ですから、出来ればそういうことも起こらないような指定管理者の方向に持っていくということで、諮問の中にもそういう項目を入れて欲しいと思いますし、行事。図書館の行事というのは、高いレベルを持っていると思うんです。しかし、非常に今心配なのは、例えば8月にずっと図書館では原爆展だとか、戦争の悲惨だとかそういうことについて、継続的にずっとやってきているんですよ。これが指定管理者になった場合、たぶんやらないだろうと思うんですよ。出来るだけ指定管理者というのは、安くすれば良いわけですから、金を掛けないように行事をしていくんじゃないかなあ。そういう場合に、市としてどういう関わり方をするのか、しないのか。全く任せきってしますのか。そういうあたりも諮問の中に入れてくれれば良いなと思います。もう1つあるんですが、ここ数年は、あまりそういう問題が出てきていないんですが、例えば世界という雑誌があると。世界という雑誌は、読む人が少ないから止めるということが出た場合、市直営だったらかなり毅然として態度を貫けるんですけども、指定業者になったら、はいはいと直に聞いていってしまうという危険性があるんですよ。ですからこういうようなことなんかについても、諮問の中に入れていただければ我々としては具体的に答申できるかなという要望です。

館長 今いただいた意見は、想定範囲で対応したいと思います。

議長 それでは、時間も大体良いところに来ているかと思うんですが、次回諮問が出るということですので、先に記録にもありますし、最初に説明していただいたように、理想の図書館像ということでも示されておりますので、そのあたりについては、取り込める部分については是非取り込んで諮問を作って欲しいということかと思っておりますので、ここで、是非これだけはと意見を出しておきたい方どうぞ。

委員 今後のことなんですけれども、7月に諮問の内容が具体的に出てきた段階で、答申を秋

までにどうまとめるかという課題がある訳ですけれども、このメンバーが具体的に全員集まって、文書作りをして時間を取るというのは、考えてもなかなか困難な状況にあると思うので、ワーキンググループの継続というか、新たなワーキンググループでたたき台を作るような、グループを是非手を挙げて何人かでもまとめて、また皆さんの会議の中で図って、ここは違うねとか、ここは足りないねとか、ここはもっとこうの方が良いという意見を取りまとめて、答申に持っていくという課程、プロセスが必要になってくると思うので、7月になってから考えても良いのかもしれませんが、今のうちからそういうグループを作ってやるためには、どうしたら良いかというのを今日の会議が終わるまでに皆さんの意見を聞いて、方向性をきちんとしたいなあと・・・。

議長 方向性ですね。はい。分かりました。その前に、その諮問が来るという前段で、内容的な部分で意見を言っておきたいという方はいらっしゃるいませんか。それではこれまでの経過も含めながらよろしくをお願いします。

館長 はい。

議長 それでは、答申をまとめるに当たって流れの部分での心配なことというのが出てまいりましたので、ワーキンググループを継続をするというのはいかがでしょうか。その方がきつとまとまりますね。

委員 そうですね。

議長 おそらく次回が諮問ということでありましたら、そこでその諮問内容を、ここで皆さんと見てですね、意見、感想なりを出していただくような形になるかと思えます。その上で、それ以降についてワーキンググループで少しまとめていって、また全体のところへ提示をしていくというような。おそらく前回はそうですか。そんなイメージでよろしいでしょうか。

委員 そうです。

議長 問題はそのメンバーですか。

<メンバー選考協議>

議長 それでは、メンバーの最終決定は次回でよろしいですか。それでは日程の方をよろしくをお願いします。

<日程調整>

館長 それでは、7月13日、15時からということで調整するというのでよろしいですか。

議 長        それでは、そういうことでよろしく申し上げます。その他はございませんか。それでは今日はご協力どうもありがとうございました。

館 長        どうも皆様ありがとうございました。大変お忙しいとは思いますが、今後も一つよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

閉 会        15:55

<出席者>

◎ 委員

渡部 哲 会長

谷口佳子 副会長

伊藤文人 委員

岡田房子 委員

齋藤健二 委員

鈴木一恵 委員

中村峰子 委員

林 晃平 委員

依田俊秀 委員

◎ 教育委員会

石井之博 中央図書館館長

今井章子 同 副館長

高橋憲幸 同 管理係主事